

廃棄物処理法においては、処理基準で「焼却の際には焼却設備を用いて焼却すること」と規定されていますが、平成 14 年 12 月 1 日(平成 16 年 12 月 10 日一部改正施行)から次のとおり基準が強化されました。(焼却能力によらず適用されるため、基準に適合しない簡易な焼却炉は使用できません。)

○構造基準

- ・ 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、焼却室において発生するガスの温度が摂氏 800 度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- ・ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- ・ 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものがあること。
- ・ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- ・ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。
- ・ 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- ・ 煙突の先端から火炎または日本工業規格 D8004 に定める汚染度が 25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
- ・ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

※なお、焼却能力が 1 時間あたり 50kg 以上又は火床面積(燃焼室の面積)が 0.5 平方メートル以上の焼却炉については、設備の事前届出(岡山県備中県民局環境課へ届出)や年 1 回のダイオキシン類測定等が義務づけられています。